

主な内容

市内公共施設の再開状況	1面
浦安市議会議員選挙の結果 ほか	4面

発行/浦安市
 所在/〒279-8501 千葉県浦安市
 猫実一丁目1番1号
 編集/市長公室広聴広報課
 ☎047-351-1111(代表)
<http://www.city.urayasu.chiba.jp>

浦安市は、東日本大震災の影響で、ライフラインが寸断され、生活基盤に大きなダメージを受けましたが、ライフラインの応急復旧は完了しました。これに伴い、利用を一時中断していた市の施設の一部を、次のとおり再開します。市では、今後は、ライフラインの仮復旧・本復旧などを全力をあげて進めていきます。
 なお、すでに文化会館、市民プラザの予約をしている方で、震災の影響でキャンセルする場合は、5月末までに各窓口(文化会館、市民プラザ)で申請すると、納入済みの使用料を全額払い戻します。

再開した市内公共施設 (5月1日現在)

- **公民館** (中央・堀江・富岡・美浜・当代島・日の出・高洲公民館)
【問】各公民館
- **図書館**
中央図書館・各分館の開館時間は、午前10時～午後5時
【問】中央図書館 ☎352・4646
- **視聴覚ライブラリー**
【問】視聴覚ライブラリー ☎380・6588
- **郷土博物館・文化財住宅** (大塚家住宅、宇田川家住宅)
【問】郷土博物館 ☎305・4300
- **うらやす市民大学**
震災の影響で休講になった平成22年度の講座の振り替え講座を開講します。詳しくは、お問い合わせください。
【問】うらやす市民大学 ☎351・4811
- **中央武道館**
総合体育館、野球場、テニスコートなどのほかのスポーツ施設は、再開が決まりしだい、お知らせします。
【問】市民スポーツ課
- **文化会館** (小ホール・リハーサル室)
大ホールは5月16日(月)から再開します。会議室、練習室、和室の貸し出し時期は未定です。
※抽選の受け付けについて、詳しくは、文化会館ホームページ <http://www.urayasu-kousha.or.jp/urayasu-bunka> をご覧ください
【問】文化会館 ☎353・1121
- **市民プラザ**
専用エレベーターは、修復作業のため、しばらくの間、使用ができません。専用エレベーターが使用可能になるまで、開館は午前10時からとなります。
※抽選の受け付けなど、詳しくは、市民プラザホームページ <http://www.urayasu-kousha.or.jp/wave101> をご覧ください

- **www.urayasu-kousha.or.jp/wave101** をご覧ください
【問】市民プラザ ☎350・3101
- **老人福祉センター** (Uセンター)
【問】老人福祉センター ☎351・2096
- **ビーナスプラザ**
ガラス教室、家具の引き取り、ショップの出品予約は、直接、または電話で受け付けています。
【問】ビーナスプラザ ☎382・8787
- **青少年交流活動センター** (うら・らめ〜る)
【問】うら・らめ〜る ☎316・5777

市役所総合駐車場の使用

市役所総合駐車場は、災害復旧用車両の駐車場として使用していますので、一般車両は駐車できません。市役所第3庁舎前の駐車場をご利用いただくか、公共交通機関などをご利用ください。ご協力をお願いします。

日曜開庁の再開

5月1日(日)に、日曜開庁を再開しました。開庁時間は、午前8時30分～午後5時です。
【問】総務課



震災によって、中町・新町地域で被災した下水道施設(本管)の応急復旧は完了しましたが、下水道本管の排水機能が低下していますので、下水道への負担を軽減するため、引き続き節水にご協力ください。
【問】下水道課

浦安市の復興に向けて

3月11日、午後2時46分は、浦安市にとって忘れられない日時になりました。
市の地域防災計画の震災編では、浦安市直下で、マグニチュード7.3を想定していましたが、約300km離れた宮城沖を震源とする大地震が、今回のような未曾有の被害をもたらすことになるとは考えもありませんでした。
市では、直下型地震が発生した場合、関東有数の密集市街地である元町地域では多数の建物被害や人的被害を、中町・新町地域では液状化によるライフラインの被害を想定してきましたが、今回この想定に反して、元町の被害はごくわずかで、中町・新町でライフラインが壊滅状態になり、とりわけ戸建て住宅の被害が甚大で、液状化による宅地の傾斜などによる一部損壊以上の家屋が約8000戸で、戸建て住宅の88.9%にも上りました。
ライフラインの応急復旧が終わ

り、これから2～3年かけて仮復旧・本復旧へと進んでいきますが、それと同時に、被災したそれぞれのお宅での生活再建も始まります。
今回の震災は、激甚災害(本激)の指定を受け、浦安市はさらに災害救助法の適用も受けましたが、その指定や適用を受ける経過の中で激甚災害法と災害救助法が「液状化」を想定していないことがわかり、愕然とさせられました。
災害救助法の制定は終戦直後の昭和22年で、床上浸水や床下浸水を想定したものです。適用の可否を決める際は液状化の対応に苦慮していましたが、私は液状化により噴出した土砂の被害が大きいのは自明のことだと強く抗議をしてきました。応急復旧に全力を挙げなければならぬときに、このようなことで時間を割かれるのは、実につらいものがありました。
さらに、被災地でありながら計画停電で3回も停電区域に入るとい

苦痛を強いられ、これに対しても経済産業省や資源エネルギー庁に計画停電区域からの除外の申し入れと抗議に行くなど、労力を割かれました。
現在、液状化による沈下や傾斜などの被害を受けた自宅を再建させるために、国に「液状化」を災害救助の項目としていかに認めてもらうか、規模は違いますが同じように被災した千葉市・習志野市・香取市・我孫子市などと連携を取り合いながら、被災者救済に力を注いでいるところです。
家屋の傾斜による判定は、高さ120cmを基準にして6cm以上傾いていれば「全壊」、2cm以上6cm未満の傾きで「一部損壊」、2cm未満だと「被害なし」となり、かなり大雑把な区分けですが、これをもっと細かく分けて、現実に即し少しでも救済できるよう国土交通省や国会議員に働きかけているところです。
私は、まず以上のような国の基準を今だから見直せると思っていますし、今こそ現実に即した見直しをし

なければ、今後も常にその場しのぎの対処療法で終わってしまうと思っています。
早急な見直しを強く求め、国や県が被災者救済にどこまで手を差し伸べられるのか見定めつつ、市としての支援策も併せて検討しているところです。
しかし、余震が依然として収まらない上に、首都圏直下型地震を今回の地震が誘発する可能性があるなどの不安材料を抱えながら、一日も早い復興を目指しています。
今回の震災で、改めて自然の猛威を実感すると共に、市民のたくましさや人間の偉大さにも驚かされ、新生浦安市の復興を確信しています。
今こそ「うら、やすかれ」の浦安市を市民が一丸となって作っていきましょう。
がんばろう、うらやす!

松崎秀樹